平成２９年（フ）第４３号
神戸市垂水区東舞子町４番133―402号
債務者　川副　康子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県三田市大原1586番地95
債務者　葛迫江理香（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３号
神戸市北区北五葉４丁目４番34号
債務者　松尾　里香
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８号
神戸市長田区房王寺町１丁目２番26号　旭マンション106号
債務者　前田　利人
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1306号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ２号棟518号
債務者　小立　辰治
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３号
神戸市垂水区千代が丘１丁目６番８号　大内文化102号
債務者　三浦万里子（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―803号、従前の住所神戸市中央区熊内町５丁目２番35―604号
債務者　岡南　武彦
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７号
神戸市西区北別府４丁目５番地の10
債務者　納庄　昌平
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市城崎町湯島372番地の３
債務者　神山　知美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
佐賀県唐津市相知町相知1470番地１
債務者　三原　町子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第９１号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1385番地１
債務者　辻村　美香
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市逸見が丘13番８号
債務者　渋谷　拓郎
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９号
岩手県北上市九年橋３丁目９番22号　エレガントマンション101号
債務者　齊藤　雅美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１１号
岩手県花巻市諏訪町２丁目９番地１　カルレⅡ102号
債務者　藤原　芽以
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２４１号
神奈川県横須賀市二葉２丁目19番Ｊ―101号、申立時の住所神奈川県横須賀市田浦町１丁目54番地　月見台住宅Ａ―23
債務者　菊池　一郎
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４０号
青森市佃１丁目７番26号　伊藤正三方
債務者　小原　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森53番地19、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字榊字和田24番地３
債務者　高木奈緒美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
青森地方裁判所弘前支部